- 1. 件 名:新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(東海第二(723))
- 2. 日 時: 平成30年3月1日 15時40分~16時35分
- 3. 場 所:原子力規制庁 8階A会議室
- 4. 出席者

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

宮本管理官補佐、角谷安全審査官、近田安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者:

日本原子力発電株式会社:発電管理室 副室長 (他7名)

5. 要旨

- (1)日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性について、「『実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準』への適合状況について」のうち、「1.17 監視測定等に関する手順等」について説明があり、原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 小型船舶の運搬ルートと 1.0 共通事項のアクセスルートとの関係については、 1.0 の本文修正案とともに説明すること。
 - 送電鉄塔が倒壊した場合の復旧手段として、送電線を切断するとしているが、 送電線の切断は確実に行えるのかを含め、実現性を整理して記載を見直すこと。
- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料:

・ 東海第二発電所 可搬型重大事故等対処設備を設置場所及び接続場所まで運搬するためのアクセスルートについて